

国立大学法人東京農工大学個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京農工大学個人情報の保護に関する規程（17経教 規程第11号）を次のとおり改正する。

現行	改正後
<p>国立大学法人東京農工大学個人情報の保護に関する規程</p> <p style="text-align: right;">平成17年3月23日 17経教 規程第11号</p> <p>第1条～第25条 省略</p> <p>（開示の実施）</p> <p>第26条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して本学が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、本学は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。</p> <p>2 本学は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。</p> <p>第27条～第50条 省略</p> <p style="text-align: center;">附 則 省略</p> <p>別表 省略</p> <p>別紙第1号～第31号 省略</p>	<p>第1条～第25条 省略（現行どおり）</p> <p>（開示の実施）</p> <p>第26条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付の方法として本学が定める方法により行い、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して本学が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、本学は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。</p> <p>2 本学は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。</p> <p>第27条～第50条 省略（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">附 則 省略（現行どおり）</p> <p>別表 省略（現行どおり）</p> <p>別紙第1号～第31号 省略（現行どおり）</p>

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。